事務所規約

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、Co.Atlier(以下「当事務所」)と当事務所に所属するモデル及びカメラマン、ヘアメイク及びスタイリスト(以下「メンバー」)との間で締結される契約に関する基本的な規定を定め、双方の権利・義務を明確にすることを目的とする。

第2条(定義)

- 1. 「メンバー」とは、当事務所に所属し、ファッション、広告、テレビ・映画等のメディア出演、イベント出演などを通じて自らのイメージを提供する者または写真及び動画の撮影及び加工等を行う者を指す。
- 2. 「業務」とは、メンバーが当事務所を通じて受けるすべての仕事、業務依頼、およびそれに関連する活動を指す。
- 3. 「契約期間」とは、メンバーと当事務所との間で締結した業務契約の有効期間を指す。

第2章 契約の締結

第3条 (契約の締結)

- 1. メンバーが当事務所に所属する場合、当事務所とメンバーとの間で契約書を締結し、本規約に同意したことを確認する。
- 2. 当事務所は、メンバーの希望や特性を考慮した上で契約内容を決定するものとし、メンバーの同意を得た上で契約書を交わす。

第4条(契約期間)

- 1. 契約期間は、基本的に2年間とする。
- 2. 契約解除に際しては、契約終了の1ヵ月前までに契約解除の意向を示す必要があるものとし、解除しなければ自動的に更新が行われるものとする。

第3章 業務遂行

第5条(業務の内容)

メンバーは、当事務所が提供する業務に従事し、その業務に関連するすべての指示・要求に従うものとする。

第6条(業務の指示)

1. 当事務所は、メンバーに対して業務の内容、スケジュール、条件等について事前に通知する。

2. メンバーは、指示された業務を誠実に遂行し、当事務所からの合理的な指示に従うものとする。

第7条 (業務の拒否)

メンバーは、以下の場合に限り業務を拒否することができる。

- 1. 健康上の理由で業務遂行が困難な場合。
- 2. 法律に違反する、または公序良俗に反する業務である場合。
- 3. 業務内容が契約書に記載された内容と著しく異なる場合。

第4章 報酬・経費

第8条(報酬の支払い)

- 1. 報酬は、業務の内容および契約書に定めた額に基づき支払われる。
- 2. 報酬は月末締め翌月10日払いにて支払うものとする。
- 3. 交通費、宿泊費、衣装代等の経費については、業務内容に応じて事前に合意された場合にのみ支給される。

第9条(税金の処理)

報酬に関する税金(源泉徴収税等)は、法律に基づき各個人が処理することとする。

第5章 所属義務

第10条(他事務所との契約について)

メンバーは、契約期間中、他の事務所との契約や業務の遂行をするかどうかについては事務所とメンバー間で交わされる契約書に準ずるものとする。

第11条(独占的業務)

メンバーは、事前の承認なく他の事務所や代理人を通じて業務を行わないこと。

第6章 禁止事項

第12条(禁止行為)

メンバーは以下の行為を行ってはならない。

- 1. 当事務所や他のメンバーに対する中傷・誹謗。
- 2. 当事務所の業務に関する機密情報の漏洩。
- 3. 契約違反や不誠実な行為。
- 4. その他、公序良俗に反する行為。

第7章 契約の解除

第13条 (契約の解除)

- 1. 当事務所は、以下の場合にメンバーとの契約を解除することができる。
 - 。 メンバーが本規約に違反した場合。
 - 。 メンバーが契約に基づく業務を履行しない場合。
 - 。 メンバーが社会的信用を著しく失墜させた場合。
- 2. メンバーは、契約期間中に契約解除を希望する場合、1ヶ月前に書面で通知するものとする。

第8章 その他

第14条 (守秘義務)

メンバーおよび当事務所は、業務に関連するすべての情報について、契約期間中 および終了後も秘密を守る義務を負う。

第15条(権利譲渡)

メンバーは、当事務所の事前の承諾なしに、本契約に基づく権利や義務を第三者に譲渡または委任してはならない。

第16条(管轄裁判所)

本契約に関して争いが生じた場合、福岡県の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上